

令和4年4月

### 【お知らせ】観覧料の改定について

いつも京都市学校歴史博物館の事業に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび京都市では公共施設の使用料等について、公費負担と利用者負担のバランスが適正かどうかを点検し、施設ごとの性質に応じて公費の負担割合を設定し、見直しを行いました。その結果、当館では令和4年6月1日から観覧料の改定を実施することになりました。

来館者の皆様には、大変御不便をおかけいたしますが、今後も市民の皆様にとってよりよい博物館となるよう取り組んでまいりますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

| 区 分   |    | 観覧料(1人につき) |                    |
|---|----|------------|--------------------|
|   |    | 現 行        | <u>改正後(6月1日以降)</u> |
| 一 般   | 個人 | 200 円      | <u>300 円</u>       |
|   | 団体 | 160 円      | <u>240 円</u>       |
| 小学校の児童,<br>中学校及び高<br>等学校の生徒,<br>高等専門学校<br>の学生 | 個人 | 100 円      | <u>150 円</u>       |
|   | 団体 | 80 円       | <u>120 円</u>       |

※ 特別の展示(企画展等)を開催する場合は、観覧料のほか、観覧料の範囲内でその都度に別に定める観覧料を設定することがあります。